

介護保険

問い合わせ

介護高齢福祉課

☎ 26・3939

FAX 26・3950

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めていただいた保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。65歳以上の人（第1号被保険者）は受給中の年金から特別徴収（天引き）するか、市から送付する納付書で個別に納めます。（詳しくは次ページの「保険料の納め方」をご覧ください。）

介護保険制度のしくみ

40歳以上の皆さんが納める保険料などを財源として、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できるしくみです。

介護サービスを利用するためには、要支援または要介護認定が必要です。また、認定を受けるためには、介護高齢福祉課または各支所住民福祉課へ申請が必要です。

被保険者のみなさん

＊保険料を納めます。
＊サービスを利用するための申請をします。

＊サービスを利用して、利用者負担を支払います。



介護サービスの提供

利用者負担（1割）の支払い

要介護認定の申請

要介護認定・保険証の交付

保険者（伊賀市）

＊介護保険制度を運営します。
＊保険証を交付します。
＊要介護認定を行います。
＊介護サービスの確保や整備をします。



サービス事業者

○ 社会福祉法人
○ 医療法人
○ 民間企業
○ 非営利組織 など
＊所在地都道府県や市町村の指定を受けます。
＊在宅サービス・施設サービスを提供します。



介護報酬（9割）の支払い

| 所得段階 | 対象者 | 保険料の割合 | 年間保険料 |
|------|--|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者または、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 | 基準額×0.5 | 25,014円 |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額×0.5 | 25,014円 |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人 | 基準額×0.75 | 37,521円 |
| 第4段階 | 世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 45,026円 |
| 第5段階 | 世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない人 | 基準額 | 50,028円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 基準額×1.15 | 57,533円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.25 | 62,535円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.5 | 75,042円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人 | 基準額×1.75 | 87,549円 |

介護保険料納入通知書発送

介護保険料は、7月に本算定（確定賦課）を行い、その算定結果に基づいて、7月中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた本年度の住民税の課税状況を基に左表の保険料段階で算定したものです。

■保険料の納め方

保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）が基本ですが、一部、納付書か口座振替での納付（普通徴収）の場合があります。

①特別徴収の場合

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）以上の人は、年金から保険料を天引きしますので、被保険者の人が改めて納付の手続きをする必要はありません。

②普通徴収の場合

特別徴収の対象とならない人は市から送付する納付書か口座振替で納めます。

▼特別徴収の対象とならない人

- 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 年金の年額が18万円以上で次に該当する人
 - * 年度途中で65歳に到達し、第1号被保険者となった人
 - * 年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人
 - * 年度当初4月1日の時点で年金を受けていなかった人
 - * 年金の現況届の提出が遅れた人
 - * 年金を担保にして資金の貸付を受けた人
 - * 老齢福祉年金を受給している人

■納付書で納める人へ

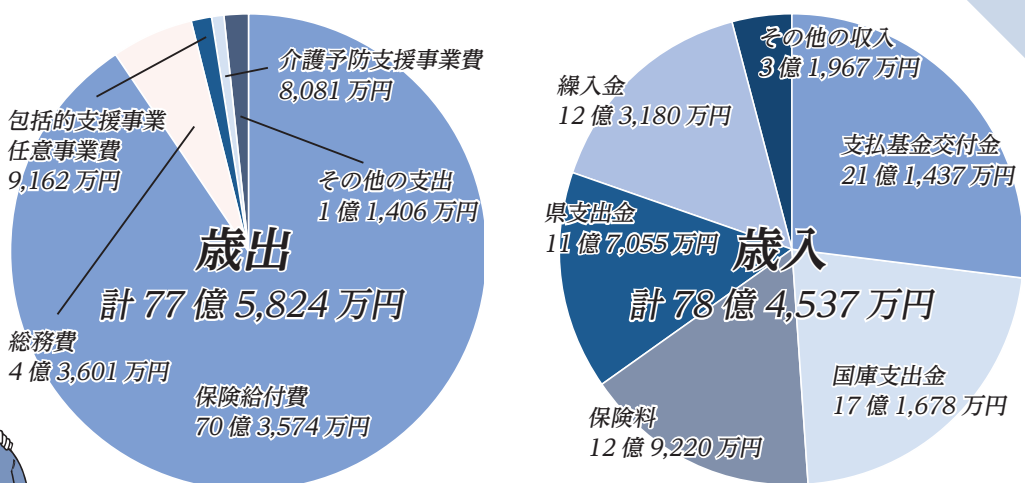
保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、口座振替の手続きをすると納め忘れもなく便利です。※口座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓口にあります。

■保険料を納めないで済む人へ

滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

■介護保険事業特別会計

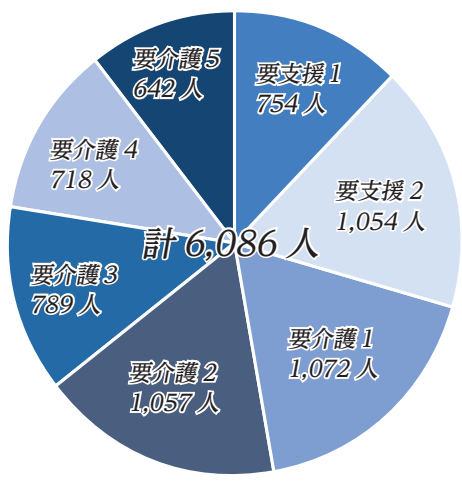
平成21年度決算



※収支差額 8,713 万円は国・県負担金の超過交付額返還金や介護保険給付費準備基金の積立金として翌年度に繰り越されます。

■市の要支援・要介護認定者数

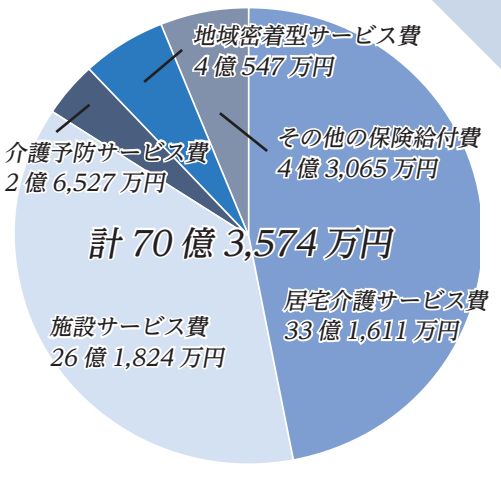
(平成22年3月末現在)



対前年比：3.6%増

■市のサービス体系別

給付費内訳 (平成21年度)



対前年比：9.7%増